

社 労 連 第 563 号
平成 23 年 12 月 16 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公印省略)

行政機関の非常勤職員にかかる登録申請時における
従事期間の事務取扱いについて

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につき種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、これまで社会保険労務士法施行規則第 1 条の 11 第 1 号に規定する施行事務に該当しないことから、社会保険労務士法第 3 条第 1 項に規定する従事期間として通算しないという事務取扱いを執ってまいりました。

去る 11 月 11 日の第 43 回社会保険労務士試験合格発表を受け、当該試験合格者等から本件に関する問合せが集中したため、あらためて、厚生労働省に確認いたしましたところ、条件付きながら、従事期間の通算を可能とする事務がある旨の回答をいただきました。

つきましては、当該回答を踏まえ、今後の本件に関する事務取扱いを別紙のとおり整理いたしましたので、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

謹 白

(担当：登録・電子課登録係)

行政機関の非常勤職員にかかる 従事期間の事務取扱いについて

(平成 23 年 12 月 16 日)

1. 以下に掲げる相談員等（以下「相談員等」という。）が行う業務については、社会保険労務士法施行規則第 1 条の 1 1（社会保険労務士の資格）第 4 号「国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務」に該当するものとして取扱うこととします。

ただし、公務員としてではなく、従業者等に該当することとします。

<相談員等>

国民年金推進員、レセプト点検調査員、雇用保険教育訓練給付相談員、国民年金保険料収納指導員、若年者就職支援相談員、婦人少年室協助手、社会復帰推進委員、育児・介護休業指導員、労働保険適用指導員、年金相談員、総合労働相談員、社団法人雇用促進協会の役員又は職員、雇用保険相談員、記録整備事務員、記録提供相談員、若年者ジョブサポーター、高卒就職ジョブサポーター、求人開拓推進委員、パート職業相談員、ハローワーク情報プラザ相談員、再就職援助促進員、高年齢者雇用専門員、地域求人開拓推進員、未充足求人相談員、キャリアサポーター、労働者派遣事業専門相談員、通勤災害調査員、労働条件改善指導員、雇用均等相談員、助成金支給申請アドバイザー、就職支援コーディネーター

2. 従事期間証明書の記載に関しては、単に「～に関する相談」との記載しかない場合、労働社会保険諸法令に関する事務に従事していたことの判断ができないことから、当該相談員等の業務に付随する書類の作成を行っていたことを記載していただくという取扱いとします。

例：相談受付票の作成など

3. 上記相談員等以外の非常勤職員として、労働社会保険諸法令に関する事務に従事している場合に関しては、必ず連合会に照会してください。

4. 上記の事務取扱いについては、平成 23 年 12 月 16 日から適用します。